

# 社会福祉法人芦別市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬に関する規程

制定 平成 25 年 3 月 28 日事業団規程第 1 号

改正 平成 29 年 5 月 25 日事業団規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人芦別市社会福祉事業団の定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 定款第 8 条及び第 2 1 条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬は支給しないものとする。

(報酬の額)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事 月額 200,000 円

(報酬の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月 21 日とする。ただし、その日が土曜、日曜または祝祭日の場合は、その前日とする。

- 2 報酬は、銀行振込により全額支払う。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬については、その月の総日数から土曜、日曜及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(報酬に関する取扱い等)

第10条 この規程に定めるもののほか、報酬に関する取扱い等については、職員給与規程の例による。

附 則 (制定 平成25年3月28日事業団規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成29年5月25日事業団規程第1号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。